

丹波山村 村有地の貸付募集要項

丹波山村の村有地の貸付けについて、借受けを希望される方は、この募集要項を熟読のうえ、お申し出ください。

I 貸付地

(1) 貸付けの内容

貸付地は、下記のとおりです。

字	番地	地目	台帳面積	備考
清水	1382番地I	山林	47,008㎡	貸付地は 全部 又は 一部
清水	1383番地	畑	99㎡	
清水	1384番地	畑	14㎡	
清水	1385番地	畑	132㎡	
清水	1386番地	畑	575㎡	
清水	1387番地	畑	92㎡	
清水	1388番地	山林	1,983㎡	
清水	1389番地	山林	198㎡	
清水	1390番地	山林	99㎡	

上記のうち貸付実測面積6,334㎡

建物は、下記のとおりです。

旅館(*)、浴場設備、バンガロー22棟、売店、トイレ

(*)旅館

構造：鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床面積：1階 119.88㎡

2階 116.64㎡

(2) 利用可能な用途

借地権等の権利が発生しない用途のみ

2 村有地貸付資格要件

観光事業の実施に必要な免許、知識、経験、資力、信用及び技術能力を有し、自ら適切に実施できる村内に住所を有する法人とする。

3 提出書類

- (1) 定款(目的に観光に係る業務が記載されていること。)
- (2) 役員表
- (3) 事業計画
- (4) 年額借受料の額
- (5) 令和4年から3年間の収支計画書

(提出先)

〒409-0300 山梨県北都留郡丹波山村890番地

丹波山村 総務課

電話:0428-88-0211

※電話やFAX、インターネットによる受付は行いません。

4 使用用途

・観光事業の施設用地として使用

5 貸付料

- (1) 土地貸付料(年額)360,000円以上
- (2) 貸付料は、村が発行する納入通知書により、村が指定する期日までに全額納付していただきます。

6 貸付期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、貸付の途中で契約を解除する場合、解除の3か月前に村に通知すること。

7 応募手続き

No	項目	期間
1	募集要項の配布	令和4年5月23日(月)～令和4年6月10日(金)
2	質問の受付	令和4年5月23日(月)～令和4年5月27日(金)
3	質問に対する回答	令和4年6月1日(水)
4	提出書類の受付期間	令和4年6月1日(水)～令和4年6月10日(金)
6	審査会の開催	書類受付から令和4年6月27日(月)までに実施
7	借受者の決定及び通知	令和4年6月29日(水)まで
8	契約等の締結予定	令和4年7月1日(金)

8 借受者の決定

- ・丹波山村公有財産選定審査会で提出書類を審査の上、適当と認められた法人を借受者とします。

9 契約の締結

- ・村と貸付契約を締結します。

10 応募資格

次の要件に該当する法人は応募できません。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する村の職員
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (3) 直近の納期が到来した国税及び地方税の滞納がない者
- (4) 貸付物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用に供しようとする者
- (5) 前号に掲げる者から委託を受けた者
- (6) 次のアからキのいずれかに該当する者
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(暴力団員による不当な行

- 為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

11 申込の無効

次のいずれかに該当する場合は、申込は無効になります。

- (1) 申込資格の無い者が行った場合
- (2) 申込に関し、不正な行為を行った場合
- (3) 申請書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある場合
- (4) 記名押印を欠く場合
- (5) 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する募集に関する条項に違反した場合

12 貸付契約期間中の使用制限及び維持管理責任

- (1) 貸付契約書に記載された用途を遵守し、貸付料等を定められた期限までに確実に納付してください。
- (2) 貸付物件の転貸又は賃借権の譲渡はできません。
- (3) 貸付物件に係る観光事業、宿泊事業等に係る関係機関への許可申請は、借受者が実施することとします。

13 貸付契約の終了

貸付期間の満了により貸付契約が終了する場合も、3か月前に村に通知すること。

お問い合わせ先

〒409-0300

山梨県北都留郡丹波山村890番地

丹波山村 総務課

電話:0428-88-0211